

## NTTファイナンスに対する要請内容

総務省は、NTTファイナンスに対して、同社が各事業会社からそれぞれ提供する料金業務の移管を受ける場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定された規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、同社において、下記の事項に関して適切な措置を講ずることを要請しました。

### 記

各事業会社から債権を譲り受けることに伴い顧客情報その他の情報の提供を受けるときは、当該情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守すること。

以上